

## 「東大路通歩行空間創出推進会議」について

### 1 本事業の目的

東大路通の三条通～東福寺間について、「環境」、「景観」、「地域コミュニティ」、「観光振興」等の観点から道路空間を再配分し、歩行者が、安全で快適に通行できる歩行空間を創出する。併せて、無電柱化事業及びバリアフリー化事業を推進し、「人」が主役の「歩いて楽しい東大路」の整備を推進する（三条通～七条通：ハード整備、三条通～東福寺：ソフト対策）。

### 2 本事業及び東大路通の位置付け

- ・ 平成 22 年 1 月に策定した「「歩くまち・京都」総合交通戦略」において、「東大路通の自動車抑制と歩道拡幅」がシンボルプロジェクトに位置付けられている
- ・ 東山区役所～東山七条間が、「京阪五条・七条地区バリアフリー移動等円滑化基本構想（平成 19 年 9 月策定）」の生活関連経路に位置付けられている
- ・ 東大路通全線において、第 2 次緊急輸送道路に指定されている

### 3 東大路通歩行空間創出推進会議について

#### (1) 会議の目的

東大路通（三条通～東福寺）において、安心・安全で快適な歩行空間を創出することを目的とした、「東大路通整備構想<sup>※1</sup>」の案の内容等について検討する。

※1 「東大路通整備構想」とは、平成 23 年 3 月に、「歩いて楽しい東大路をつくる会」で取りまとめた「「歩いて楽しい東大路」整備基本構想」の内容をもとに、京都市の構想として策定するもの。

#### 4 これまでの経緯

- 平成 14 年度 東山区市政協力委員連絡協議会において、全学区の要望として「区民、観光客が快適に利用できる東大路通の整備」が強く求められている（平成 23 年度まで継続して要望）
- 平成 20 年 3 月 「東山交通対策研究会」において、地元委員から、「安心・安全で快適な歩行者空間の創出」が求められている
- 平成 21 年 2 月 東山区交通安全対策協議会から京都市長に要望書の提出  
9 月 東大路通における交通実態調査、沿道環境調査の実施  
11 月 東大路通（東山三条～東山五条）における通過車両調査を実施
- 平成 22 年 7 月 第 1 回「歩いて楽しい東大路をつくる会<sup>※2</sup>」の開催
- ・ 東大路通の現状と課題についての把握
  - ・ 東大路通の道路空間再配分に伴う前提条件の把握
- 9 月 各学区自治連役員会に対して、東大路通の道路空間再配分について説明
- 平成 23 年 1 月 第 2 回「歩いて楽しい東大路をつくる会」の開催
- ・ 交通量を抑制するために、東山区民の自動車利用についても考える必要があることを確認
  - ・ 荷捌き車両などの路上駐車対策の検討の必要性の確認
- 3 月 第 3 回「歩いて楽しい東大路をつくる会」の開催
- ・ 事業を進めるにあたり、優先順位を決めるとともに、不便になる方への配慮について検討することの重要性を確認
  - ・ 「歩いて楽しい東大路」整備基本構想の策定

※2 地元組織が主体となり、「歩いて楽しい東大路」を実現するための課題等について検討することを目的とした組織

## 東大路通歩行空間創出推進会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 四季を通じて、京都市民をはじめ、国内外からの来訪者が行き交う東大路通（三条通～東福寺）において、安心・安全で快適な歩行空間を創出することを目的とした、「東大路通整備構想」の案の内容等について検討するため、東大路通歩行空間創出推進会議（以下、「会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 前条の目的を具体化する「東大路通整備構想」の策定に関すること。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認められること。

### (構成)

第3条 会議は、委員40人以内をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験のある者、本市職員、その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (議長及び副議長)

第5条 会議には、議長及び副議長を置く。

- 2 議長は、委員のうちから、市長が指名する。
- 3 副議長は、委員のうちから、議長が指名する。
- 4 議長は、会務を総理する。
- 5 副議長は、議長を補佐し、議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は、議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、第3条第2項に掲げる者以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

### (庶務)

第7条 会議の庶務は、都市計画局歩くまち京都推進室及び東山区役所まちづくり推進課において行う。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

この要綱は、平成24年2月6日から施行する。